

福島県からのお知らせ

福島県外の避難所の皆様へ

福島県災害対策本部

平成23年4月19日(火)(第5報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

1 災害義援金について

(1) 県に寄せられた義援金について

義援金配分委員会の決定に基づき、福島県内の次の世帯に第1回義援金の支払いを予定しています。

① 配分対象世帯

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震又はそれに伴う津波により、住家が全壊又は半壊した世帯。

イ 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯(原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を指示された世帯)

② 配分額 対象世帯1世帯当たり 5万円

(①のアとイの両方に該当した場合でも5万円となります。)

(2) 日本赤十字社、中央共同募金会等に寄せられた義援金について

国の義援金配分割合決定委員会において、第1次の配分割合が次のとおり決定されましたのでお知らせします。

① 配分対象世帯及び配分額

ア 死亡・行方不明者 1人当たり 35万円

イ 住宅全壊(焼) 1戸当たり 35万円

ウ 住宅半壊(焼) 1戸当たり 18万円

エ 原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯 1世帯当たり35万円

(①のイ及びウとエの両方に該当した場合には35万円となります。)

※ (1)、(2)ともに地震発生時にお住まいになっていた市町村を通して支払われます。現在、各避難所へ申請書・返信用封筒をお届けするよう準備を進めておりますので、お手元に申請書が届き次第、手続きを行ってください。支払確認が終了した市町村から順次支給が開始されます。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉課：024-521-7322

2 住宅に関する情報について

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施します。

お問い合わせは、避難前に居住していた市町村窓口までお願いします。

※4月19日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村

市町村名	電話番号	区分	募集期間
福島市	024-525-3757	借上げ住宅	4月7日～4月末日
白河市	0248-22-1135	応急仮設住宅 借上げ住宅	4月5日～20日
富岡町	024-946-8813	借上げ住宅	4月6日～
須賀川市	0248-75-1111	応急仮設住宅	4月15日～24日
西郷村	0248-25-1117	応急仮設住宅	4月13日～20日
南相馬市	0244-23-7635 0244-23-7637 0244-23-7638 0244-23-7642	応急仮設住宅	4月15日 ～5月6日
国見町	024-585-5520 024-585-2676	応急仮設住宅	～4月19日
矢吹町	0248-42-2112	応急仮設住宅 町営住宅等	4月15日～22日
浪江町	090-1710-8468 090-1710-8436 090-6064-2853 090-6064-2875 090-6064-3785 090-6603-2023 090-6603-2280 090-6603-2349 090-6603-2438 090-6603-2591	応急仮設住宅 借上げ住宅 県営住宅	4月18日～30日

なお、住宅対策に係る「相談窓口」は下記のとおりです。

○相談窓口専用ダイヤル：024-521-7698

024-521-7867

【受付時間：8時30分から20時00分まで】

3 感染症の発生予防について

避難所では集団生活のため、インフルエンザや感染症胃腸炎（下痢・おう吐）などの感染症が流行する場合がありますので、以下のことに注意しましょう。

- (1) 食事の前、トイレの後にはこまめに手洗いやアルコール消毒（擦り込み式）をしましょう。
- (2) 咳などの症状がある方は、避難所内に流行させないため、マスクをつけましょう。
※咳やくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口と鼻を押さえる「咳エチケット」を守りましょう。
- (3) 熱っぽい、のどが痛い、咳、おう吐、下痢など体調がすぐれないときは、できるだけ早めに医師の診察を受けてください。
- (4) 特にまわりに同じような症状の方が増えているときには、医師や保健師、看護師、代表の方などに相談してください。
- (5) 子どもや高齢者では症状が現れにくいことがあります。いつもと様子が違う場合には、相談してください。

○インフルエンザの症状 : 38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など
○感染性胃腸炎の症状 : 発熱、腹痛、おう吐、下痢など

4 生活福祉資金について

生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付制度のご案内です。

- 貸付限度額 : 1世帯につき1回限り原則10万円以内
(4人以上の世帯である場合などには20万円以内。)

お住まい又は避難している市町村の社会福祉協議会が受付窓口です。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉協議会 生活福祉資金担当 : 024-523-1250

福島県社会福祉課 : 024-521-7322

〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

5 こころの健康に関する相談について

地震後に、「不安で眠れない、夜中に目が覚める」、「考えがまとまらない、何も手につかない」など、お困りごとがありましたら、下記相談窓口で、個別にお話をお聞きしますのでご連絡ください。

- 精神保健福祉センター 50570-064-556
【受付時間：9時00分から17時00分まで（平日）】
- 県北保健福祉事務所 5024-534-4300
- 県中保健福祉事務所 50248-75-7811
- 県南保健福祉事務所 50248-22-5649
- 会津保健福祉事務所 50242-29-5275
- 南会津保健福祉事務所 50241-63-0305
- 相双保健福祉事務所 50244-26-1132
- 郡山市保健所 5024-924-2163
- いわき市保健所 50246-27-8557
【受付時間：8時30分から17時15分まで（平日）】
- 福島いのちの電話 5024-536-4343
【受付時間：10時00分から22時00分まで（土日を含む）】

6 緊急雇用創出基金事業を活用した避難者の雇用について

被災者等の方の雇用の場を緊急に確保するとともに、双葉郡8町村の役場機能の回復を図るため、各役場が臨時職員として直接雇用します。

（いわき市、相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村にも拡大しました。）

- 雇用対象者（※双葉郡8町村等以外の方も対象になります。）
 - （1）東日本大震災や東京電力福島第1原子力発電所事故により避難し、仕事に就いていない方（ただし、休業手当又は失業給付を受けながら雇用されることはできません。）
 - （2）未就職卒業生、採用内定取り消し新卒者
- 雇用期間：各市町村がそれぞれ定める期間
- 従事していただく業務内容の例
 - ・ 行政機能向上のための一般事務補助、義援金の給付事務補助
 - ・ 避難所でのパトロール、こどもの一時預かり、学習支援
 - ・ 避難所生活者の入浴施設等への送迎、清掃、飲食の配膳 など
- 募集方法
今後、内容が決まり次第、各市町村が避難所へのチラシの配布やハローワークなどを通じて募集を行います。

7 福島県奨学資金について

福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる人を対象に奨学資金を貸与しています。

特に、主たる家計支持者の失職、破産、死亡などによる家計急変（火災、風水害、震災等の災害も含みます。）のため、経済的に就学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、緊急採用募集を随時実施しています。

○貸与月額 国公立：自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円

私立：自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円

○貸与期間 採用年度における1年間

（ただし、状況が改善しない場合は、翌年度1年間に限り延長可能）

○利子 無利子

○応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

在学している学校 または

福島県教育庁学習指導課 電話024-521-3364

024-521-3368

8 子どもたちへの必要な支援の情報をお寄せください（文科省）

例えば…

- ・子どもたちが勉強する机や椅子がほしい。
- ・家庭教師をしてくれるボランティアの先生にきてほしい。
- ・鉛筆1000本、ノート1000冊・クレヨン300セットがほしい、等
子どもの学びや教育環境についてお求めの支援の情報をお寄せください
文部科学省では、子どもの学びを支援するためのホームページを開設しています。

北海道から沖縄まで、既に全国各地から様々な支援の提案が寄せられています。

○支援の要請の登録は、下記まで

【相談ダイヤル】 080-2071-1688 / 1689

（文部科学省専用ダイヤル：毎日10時～18時）

にお電話の上、①お名前、②住所、③電話番号、

④必要な支援の内容をお伝えください

【パソコン】 文部科学省子どもの学び支援ポータルサイト

(<http://manabishien.mext.go.jp/>) をご覧いただき、「支援の要請」を登録してください。

市町村問い合わせ

(4月19日現在)

方部		一般問い合わせ用電話番号	方部		一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-22-2111	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155・2156		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	024-946- 8813・8815 3379・3380		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・3383・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731 ~ 4735		川村	0247-49-3111
	村 ※	0242-83-2651・2653		市	0242-39-1111
	町	0244-62-2111		方市	0241-24-5221
	村	0244-42-1611 0244-42-1626		村	0241-23-3111
	いわ市	0246-25-0500		西町	0241-45-2211
県北管内	島市	024-535-1111	会津管内	町	0242-74-1211
	市	0243-23-1111		町	0242-62-2111
	市	024-575-1111		町	0242-84-1503
	市	0243-33-1111		川村	0241-27-8800
	町	024-582-2111		町	0241-42-2112
	町	024-585-2111		島町	0241-48-5511
	川町	024-566-2111		町	0241-54-5111
	大村	0243-48-3131		村	0241-57-2111
県中管内	市	024-924-7111	南会津管内	町	0242-55-1122
	川市	0248-75-1111		郷町	0241-69-1122
	村市	0247-82-2111		村	0241-75-2311
	町	0248-62-2111		町	0241-82-5050
	村	0248-82-2111	南町	0241-62-6100	
	川町	0247-26-2111	※ 町村 い		
	川村	0247-57-3101	広野町	内	いわ市 町 番
	村	0247-55-3111	檜葉町	町 郷 内	町 川
	川町	0247-36-4121	富岡町	内	市南 番
	町	0247-53-3111	川内村	内	市南 番
	町	0247-62-2111	大熊町	市 町 番 号	内
	野町	0247-72-2111	双葉町	西	市西
			浪江町	市	内 市
		村	町川西	内 町大 内	
			1101-8		